

平成28年度 大分県生活困窮者自立支援制度相談支援従事者研修 実施要綱

1 目的

平成27年4月1日に施行される「生活困窮者自立支援法」では、生活困窮者に対する個別的、包括的な支援の実施のみならず、支援を通じた地域課題の集積と地域づくりを行うことを理念としており、その円滑な施行に向けて、従事者の一定のスキルと制度理解が重要であることから、県内の相談支援従事者を対象に、平成27年度自立相談支援従事者養成研修(厚生労働省)を基本とする伝達研修を開催する。

2 主催

大分県、社会福祉法人 大分県社会福祉協議会

3 日時

前期共通研修：平成28年5月19日(木)9時～20日(金)16時30分

後期専門研修：平成27年10月予定

4 場所

大分県社会福祉介護研修センター 小ホール

5 参加対象者及び定員

参加対象者は次のとおりとし、参加希望者は別紙申込書を平成28年4月13日(水)までに事務局まで提出するものとする。

なお、受講者は原則として、前期共通研修及び後期専門研修の全日程を受講しなければならないものとし、受講者には修了証を交付する。

(1) 前期共通研修 (定員：50名)

(優先枠)

以下に掲げる職員のうち、4月から新規に担当することになった者。

- ・ 生活困窮者自立支援制度に係る主任相談員、相談支援員及び就労支援員
- ・ 各市町村生活困窮者自立支援制度担当者

(その他)

定員の範囲内において、関連がある者及び昨年度受講者等の受講を可能とする。

(2) 後期専門研修

前期共通研修受講者は、原則として後期専門研修を受講するものとする。

- ① 相談支援員及び就労支援員専門研修（定員：50名）
生活困窮者自立支援制度に係る相談支援員及び就労支援員とする。
なお、定員の範囲内において、関連がある者及び昨年度受講者等を可能とする。

6 実施内容

(1) 前期共通研修

① 日時（予定）

平成28年5月19日（木） 9時～17時15分（受付8時30分～9時）
～20日（金） 9時～16時30分

② 研修内容（予定）

- ・ 生活困窮者支援の基本的な考え方と自立相談支援事業の重要性（講義）
- ・ 生活困窮者支援に必要と考えられる視点（講義・演習）
- ・ 相談支援の展開（講義・演習）
- ・ 生活困窮者支援における社会資源の活用と連携・協働（講義・演習）

(2) 後期専門研修

後期専門研修は、以下の区分及び内容で開催する。

なお、詳細については、改めて受講対象者に対し、通知するものとする。

- ・ **相談支援員及び就労支援員専門研修（平成27年10月予定）**

平成27年4月から約6ヶ月の相談支援経験や就労支援研修を踏まえて、事例や課題を基に、必要なスキルや知識等を、演習を交えて習得することを目的とする。

7 留意事項

- ・ 本研修は、生活困窮者自立支援制度に従事するために必要な制度理解や一定のスキルの習得を目的として開催することから、可能な限り従事者の参加をお願いする。
なお、各日とも終日受講を基本とし、原則として一部受講は認めない。
- ・ 研修受講にあたり、「自立相談支援事業従事者養成テキスト」（中央法規）を使用することから、各自購入のうえ、持参すること。（事務局でとりまとめはしない。）
- ・ 研修受講にあたり、弁当の斡旋はしないことから、各自準備等をお願いする。
- ・ その他不明な点及び受講申込後の変更等があれば、下記まで連絡すること。

8 研修に関する問合せ先

大分県福祉保健部地域福祉推進室 地域福祉班 主任 阿部友輝
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話：097-506-622
FAX：97-506-1732
E-mail：abe-yuki@pref.oita.lg.jp